平 成 ２ ８ 年 度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

木津川市監査委員

目　　次

平成２８年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書
第１．審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２．審査の期日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３．審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第４．審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１．健全化判断比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）連結実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（３）実質公債費比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（４）将来負担比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２．平成２７年度決算数値における他の都市との比較　・・・　6
３．審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
平成２８年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書
第１．審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第２．審査の期日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第３．審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第４．審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
１．資金不足比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（１）水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（２）簡易水道事業特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（３）公共下水道事業特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
２．審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

参考）算定対象会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

平成２８年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第１．審査の対象

（１）平成２８年度　健全化判断比率

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率

（２）（１）の算定の基礎となる書類

第２．審査の期日

平成２９年７月２４日

第３．審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４．審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

１．健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（単位：％）

区　　分	平成２８年度	早期健全化基準	平成２７年度
実質赤字比率	―	１２．６６	―
連結実質赤字比率	―	１７．６６	―
実質公債費比率（３カ年平均）	１１．０	２５．０	１１．６
将来負担比率	４８．９	３５０．０	５３．６

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値となり「－」で表示される。

（１）実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成２８年度決算における実質収支額は、２億５，１８３万９千円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

（単位：千円・％）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}\quad △２５１，８３９}{\text{標準財政規模}\quad １６，８０５，６３２}$$

会　計　名			実質収支額
一般会計等	一般会計		２５１，８３９
	一般会計等に属する特別会計	―	―
		―	―
小　計			２５１，８３９
標準財政規模			１６，８０５，６３２
実質赤字比率（％）			△１．４９

（２）連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成２８年度決算における連結実質収支額は、３３億２，５６０万３千円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

（単位：千円・％）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\quad △3,325,603}{\text{標準財政規模}\quad 16,805,632}$$

会計名			実質収支額
公営企業に係る特別会計以外の会計	一般会計等以外の特別会計のうち	国民健康保険特別会計	１９８，４８７
		介護保険特別会計	１８３，６８７
		後期高齢者医療特別会計	９，４３２
		駐車場整備事業	０

会計名			資金不足・剰余額
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	２，４９５，６４７
	宅地造成事業	―	―

会計名			資金不足・剰余額
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	６，３８１
		公共下水道事業特別会計	１８０，１３０
	宅地造成事業	―	―

合計	３，３２５，６０３
標準財政規模	１６，８０５，６３２
連結実質赤字比率（％）	**△１９．７８**

（３）実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（平成２６年度から平成２８年度の３カ年平均）で表したものである。

本市の平成２８年度決算における実質公債費比率は１１．０％となり、早期健全化基準の２５．０％と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ３カ年平均で０．６％好転しており、単年度においては１０．８％となり、前年度と同じ比率になった。

実質公債費率が改善した主な要因は、①平成２７年度に実施した城山台小学校建設費及び木津中学校増改築費立替金の償還が皆減し、債務負担行為に係る準公債費総額は大幅に減少したものの、これに対する特定財源も皆減となったこと、②新たに木津南中学校建設費立替金の定期償還を開始したことにより、一般会計の準公債費が実質増加したこと、③一部事務組合においては、相楽郡広域事務組合に係る地方債の償還が完了したものの、山城病院組合及び相楽中部消防組合に係る平成２５・２６年度債が開始されたことにより、準公債費は実質増加したこと、④公営企業に着目してみると、下水道事業において、地方公営企業会計への移行に伴う打切決算処理により、基準内繰出額が減少した結果、準公債費が減少したこと、⑤標準税収入額等も増加したことに伴い、標準財政規模が増加したことなどである。

（単位：千円）

	（地方債の元利償還金	＋	準元利償還金）	－	（特定財源	＋	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）
平成２６年度	（ 2,902,406	＋	1,444,317 ）	－	（ 356,235	＋	2,372,680 ）
平成２７年度	（ 2,820,202	＋	3,428,567 ）	－	（ 2,314,104	＋	2,388,386 ）
平成２８年度	（ 2,828,322	＋	1,551,395 ）	－	（ 451,000	＋	2,369,217 ）

	標準財政規模	（うち臨時財政対策債発行可能額）	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
平成２６年度	16,291,735	（ 1,272,053 ）	－	2,372,680
平成２７年度	16,641,489	（ 1,148,324 ）	－	2,388,386
平成２８年度	16,805,632	（ 928,928 ）	－	2,369,217

＝	実質公債費比率（単年度）	平成２６年度	11.62297
		平成２７年度	10.84872
		平成２８年度	10.80254

実質公債費比率　（単位：％）

（３カ年平均）　１１．０

（４）将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成２８年度決算における将来負担比率は４８．９％となり、早期健全化基準の３５０．０％と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ４．７ポイント改善している。

将来負担比率が前年度から改善した主な要因は、クリーンセンター整備事業、新学校給食センター建設事業等の大規模事業の実施に伴う起債により、地方債の現在高が前年度より増加したものの、特別交付税の制度改正に伴い、山城病院組合の地方債償還金に対する繰出基準等を一部見直したこと等により、債務負担行為に基づく支出予定額が減少したこと、また、土地開発公取得用地の買戻しや木津南中学校建設費立替金の将来負担見込額が減少したこと等による。

（単位：千円）

地方債現在高（普通会計が実質的に負担するもの）	＋	債務負担行為（五省協定や依頼土地の買戻しに係るもの等）に基づく支出予定額	＋	退職手当支給予定額のうち普通会計の負担見込額	＋	公営企業債の繰入見込額や一部事務組合の起債償還に係る普通会計の負担見込額等	＋	連結実質赤字額	－	充当可能基金額、地方債現在高等に係る交付税算入見込額等
31,496,233	＋	2,839,496	＋	3,259,330	＋	12,572,282	＋	0	－	43,101,058

標準財政規模（うち臨時財政対策債発行可能額）	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
16,805,632（ 928,928 ）	－	2,369,217

（単位：％）

＝ 将来負担比率 **４８．９**

２．平成２７年度決算数値における他の都市との比較

４指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。

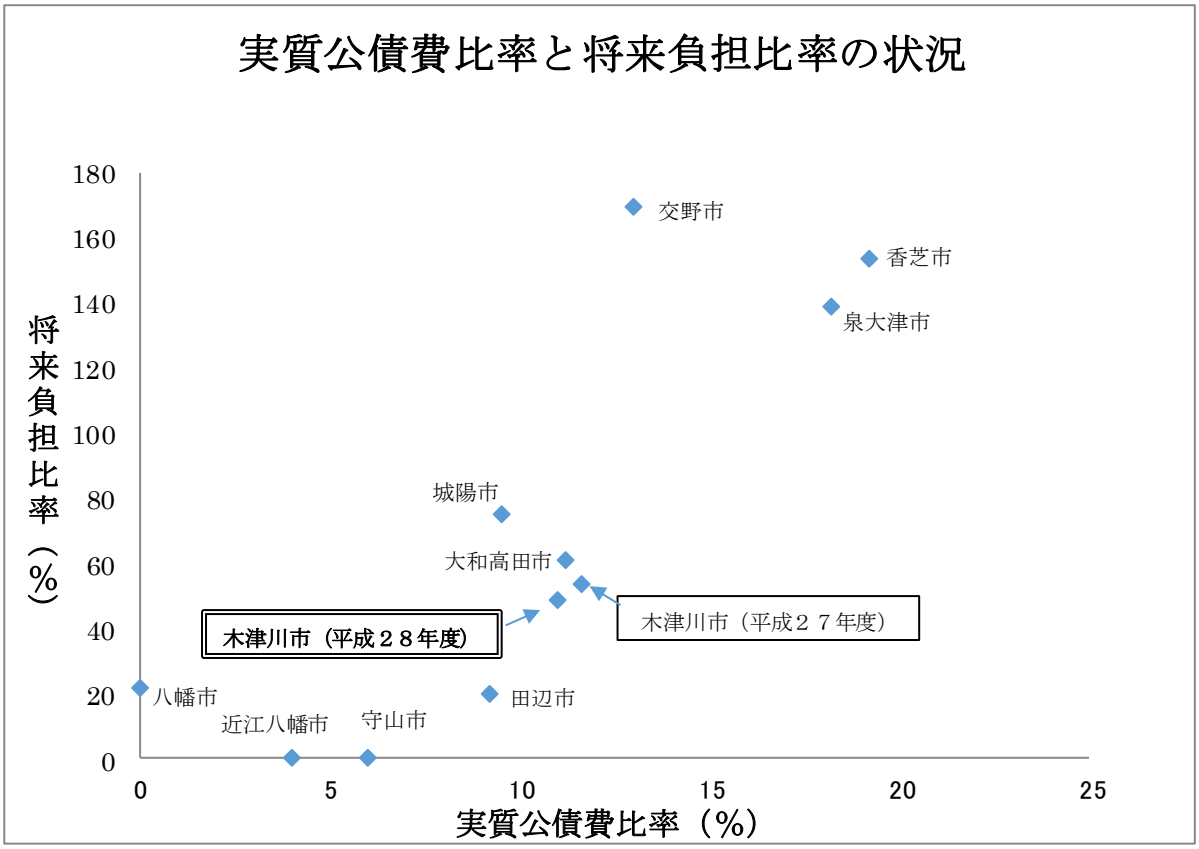

	都　市	人　口（人）	標準財政規模（千円）	実質赤字比率（%）	連結実質赤字比率（%）	実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）	備　　考
京 都 府	**木 津 川 市**	**75,104**	**16,805,632**	**—**	**—**	**11.0**	**48.9**	**平成 28 年度データ**
京 都 府	木 津 川 市	74,237	16,641,489	—	—	11.6	53.6	平成 27 年度データ
京 都 府	八　幡　市	72,589	14,587,320	—	—	0.0	21.7	平成 27 年度データ
京 都 府	城　陽　市	78,217	14,994,229	—	—	9.5	74.9	平成 27 年度データ
大 阪 府	泉 大 津 市	75,910	16,875,907	—	—	18.2	138.8	平成 27 年度データ
大 阪 府	交　野　市	78,015	14,251,099	—	—	13.0	169.9	平成 27 年度データ
滋 賀 県	守　山　市	81,094	16,108,689	—	—	6.0	—	平成 27 年度データ
滋 賀 県	近江八幡市	82,258	17,796,696	—	—	4.0	—	平成 27 年度データ
奈 良 県	大和高田市	67,496	14,543,292	—	—	11.2	61.1	平成 27 年度データ
奈 良 県	香　芝　市	78,512	14,688,247	—	—	19.2	153.9	平成 27 年度データ
和歌山県	田　辺　市	77,486	24,507,124	—	—	9.2	20.1	平成 27 年度データ

※平成２８年度木津川市データにおける人口は、平成２８年１２月１末日木津川市人口による。

※木津川市を含む平成２７年度データについては、平成２７年度総務省市町村決算カードによる。

３．審査意見

平成２８年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率、将来負担比率ともに改善し、また、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字が発生していないために算定されない結果となった。４指標ともに早期健全化基準を下回っており、指標上は適正な水準にあると言える。

しかしながら、義務教育施設の耐震対策が一定完了したものの、本年度は、クリーンセンター整備事業や東中央線整備事業等の継続事業がピークを迎えていることに加え、新学校給食センターの建設や、中央体育館等の老朽施設の改修等、今後も大きな公債費負担、将来負担の発生が見込まれる。

あわせて、本年度から普通交付税の合併算定替特例措置の逓減が始まっていることから、これらの負担はますます重くなり、また将来的には高齢化が進展し、医療・福祉関連費用の増加が懸念されるなど、先行きは楽観できない状況にある。

このような本市特有の状況を考えると、市民に対して財政状況を積極的に公表しつつ、財源の確保のために、公平性の担保において重要である市税等の債権の関係法令に基づき、適切な管理と徴収の徹底を図ることが不可欠である。また、適正な基金の積立を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化及び施設総量の適正化によるコスト削減を図るなど、将来世代の負担を軽減するためにも、身の丈に合った行政サービスやインフラ整備の実施が求められている。

限られた財源の適切な配分の下、住民サービスの維持に努力しつつも、全ての事務事業について経費節減を行い、社会情勢及び費用対効果を十分考慮しながら、更なる行財政改革に努められたい。

平成２８年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第１．審査の対象

（１）平成２８年度　資金不足比率

対象となる会計

・水道事業会計

・簡易水道事業特別会計

・公共下水道事業特別会計

（２）（１）の算定の基礎となる書類

第２．審査の期日

平成２９年７月２５日

第３．審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４．審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

１．資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

（単位：%）

	会　計　名	平成２８年度	経営健全化基準	平成２７年度
法適用	水　道　事　業　会　計	―	２０．０	―
法非適用	簡易水道事業特別会計	―		―
	公共下水道事業特別会計	―		―

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率（%）」は「－」で表示される。

（1）水道事業会計

平成２８年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

資金の不足額　※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,495,647

事業の規模
1,141,321

（単位：%）

＝　資金不足比率　―

（２）簡易水道事業特別会計

平成２８年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

資金の不足額　※資金余剰の場合は、負の値となる。
△6,381

事業の規模
22,262

（単位：％）

＝　資金不足比率　―

（３）公共下水道事業特別会計

平成２８年度決算においては、資金不足額がないため「―」で表示される。

（単位：千円）

資金の不足額　※資金余剰の場合は、負の値となる。
△180,130

事業の規模
794,468

（単位：％）

＝　資金不足比率　―

２．審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は財政調整基金　１億３，５００万円（税込）の繰入れを行っている。繰入額は前年度より減少したものの、実質は赤字経営が続いているのが実態である。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

事業の公営企業としての効率性と合理性を追求し、有収率の向上とさらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる安全で良質な水を安定的に供給できるように、引き続き経営基盤の強化に尽力し、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

簡易水道事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は歳入総額に占める割合のうち使用料及び手数料の１４．３％を大きく上回る３１．２％を繰入金が占めているのが実態である。

平成２９年度より公営企業会計である水道事業会計と統合することから、事業の効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

公共下水道事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は歳入総額に占める割合のうち繰入金が４６．７％であり、次いで４２．１％が使用料及び手数料となっている。

本会計においては、地方公営企業法の適用を受け、平成２９年度より公営企業会計である公共下水道事業会計に移行することから、事業の効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる健全な生活環境の確保と公共水域の水質保全のため、経費の有効活用により最大の効果が上がるよう、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

参考）算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

連結対象など		市関連会計等名	対象となる範囲
一般会計 特別会計	普通会計	一般会計 【該当会計無し】	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率
公営事業会計		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 駐車場整備事業（想定企業）	
公営企業会計	法適	水道事業会計	資金不足比率 ※1
	法非適	簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	法適 公営企業	山城病院組合（病院） 山城病院組合（老健）	
	公営企業以外の会計	相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 相楽郡西部塵埃処理組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構	
地方独立行政法人		【該当法人無し】	
地方道路公社		【該当公社無し】	
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社	
第3セクター等	法人 設立	木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団	
	出資法人	京都府農業信用基金協会 京都府農業総合支援センター 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金 京都府森と緑の公社 大阪湾広域臨海環境整備センター 関西文化学術研究都市センター㈱ 地方公共団体金融機構	出資団体について（※2）
財産区		加茂笠置組合（一部事務組合） 旧北村旧兎並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計	財産区について（※3）

※1　山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表（市の資金不足比率対象外）。

※2　出資団体が所有する債務を保証する契約が無いため、将来負担比率の対象外。

※3　財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。